

Client Alert

15 April 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

米国：D.C.巡回控訴裁判所、AI アートの著作権保護を拒絶

2025 年 3 月 18 日、コロンビア特別区巡回区控訴裁判所（D.C.巡回控訴裁判所）は、人工知能（AI）は著作者として著作権法の保護を受けることができないと判断した。

コンピュータ科学者である Stephen Thaler 博士は、生成型人工知能「Creativity Machine」を作成し、この機械が「A Recent Entrance to Paradise」という作品を生成した。Thaler 博士は、この作品の著作権登録申請を行い、著作者として Creativity Machine を記載したが、米国著作権局は人間による著作が必要であるとの理由で申請を拒否した。AI が創作した著作物が著作権法によって保護されるか否かが争われたのが本件であり、D.C.巡回控訴裁判所はこれを明確に否定することとなった。これは、AI による発明についての特許を否定した連邦巡回控訴裁判所(CAFC)の判断に続くものとして注目を集めている。

事実の概要

- Thaler 博士は「Creativity Machine」という生成型人工知能を作成し、この AI が「A Recent Entrance to Paradise」という作品を生成した
- Thaler 博士は、著作権登録申請を行い、著作者として Creativity Machine を記載したが、米国著作権局は人間による著作が必要であるとの理由で申請を拒否した
- Thaler 博士は、著作権局の拒絶を受け、コロンビア特別区連邦地方裁判所に控訴したが、同裁判所は著作権局の拒絶を支持した
- その後、Thaler 博士は、D.C.巡回控訴裁判所に控訴したが、連邦地裁と著作権局の決定を支持した

裁判所の判断

D.C.巡回控訴裁判所は、概ね以下のような理由に基づき、AI が創作した作品（絵画画像）の著作権による保護を否定した。

- Thaler 博士の著作権登録申請は、Creativity Machine を作品の唯一の著作者として記載していた。
- 著作権法は、「著作者」という用語の定義をしていないが、著作権法の文言全体を読むと「著作者」は人間であることが前提とされている。特に、著作権法における所有権と相続に関する条項を引き合いに出して、「著作者」は人間である必要があるとしている。
- さらに裁判所は、著作権の存続期間が、「著作者の寿命」に基づいて規定されている点も指摘し、AI は著作者には該当しないとした。



- 人間による著作の要件は、著作権法の文言、構造、および目的に明確に示されており、1976年の著作権法が制定された際の著作権局の解釈でも長年にわたり確立されていた。

結果

- D.C.巡回控訴裁判所は、地方裁判所の判決を支持し、Thaler博士の著作権申請の拒否を維持した。

考察

この判例は、人工知能が著作権法の下で著作者として認められるかどうかという重要な問題を提起している。著作権法は現在のところ、人間による著作を必要としていることは、D.C.巡回控訴裁判所が明示した。

ただし、本件では、Thaler博士は自らが著作者であることは主張せず、あくまでAIが著作者であることを前提に本件が争われた。したがって、AIが補助的な役割を果たして創作された作品については、著作権保護が本質的に禁止されているとは判示していないため、今後米国の裁判所がどのような判断をしていくのか注目されるところである。